

令和 3 年
第 7 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 7 月 29 日（木） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員（ 18 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水 美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 1 人） 14 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 46 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 47 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 48 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 7 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 81 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、10 番 東垂水勝秀 委員、11 番 今市 委員を指名し、会

議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3㊦でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。

貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

5条転用申請に伴うものです。地目の内訳は、畑2筆 9,926 m²で、潁娃地域です。

続きまして5から8㊦でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が24件ございました。

貸人は、茨城県の〇〇の〇〇〇〇さん 及び東京都〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。

貸人主導によるもの8件、借人主導によるもの16件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが5件となっております。地目の内訳は、田5筆 1,922 m²、畑37筆 65,681 m²の合計42筆 67,603 m²で、潁娃地域10件、知覧地域9件、川辺地域5件です。

なお、各㊦一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者及び青年等就農計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は10ページから16ページで、今回は、新規認定2件、再認定12件であります。

一覧表は11ページ、新規認定個別表は12ページになります。また青年等就農認定が2件あります。

整理番号1、枕崎市の〇〇〇〇さんです。現在、養豚の一貫経営を行っていますが、今後は、規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号2、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶350a、養豚の経営を行っていますが、今後は、茶専門で規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

2件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定12件の個別表は、資料の13ページからになりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、青年等就農計画認定者について説明いたします。資料は15ページから16ページで、まず整理番号1、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。白ねぎを主とした複合経営に取り組み、規模拡大により経営の安定を図りたい考えです。

次に、整理番号2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。深ねぎやごぼう等で経営規模拡大を図り、機械化により経営の安定を図りたい考えです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第46号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。18 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 19 から 21 頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑 1,599 の内 521 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在，市内に借家住まいであり，借家が手狭であるため，申請地に一般住宅を建築しようとすることから，農用地区域から除外するものです。

申請地の北側，東側は里道に，南側は畑に，西側は市道に接しています。

現状のままで利用するが，擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく，雨水は溜枡を介して道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番の農振除外につきましては，代替地を検討しましたが適地が見つからず，農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく，用排水路の機能低下はなく，土地改良事業完了から 41 年経過していることから，除外はやむを得ないと判断されます。

また，同時に 5 条転用許可申請がなされております。

補足説明を終わります。

議 長 只今，現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 46 号 農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 46 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 47 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の差替えをお願いします。23 頁です。お手元の A 4 の 1 枚紙になります。下線部分が変更箇所です。審議番号 6 番に 1 筆追加しています。下線部分になります。以上です。

説明いたします。23 頁の 3 条所有権移転 8 件でございます。

譲渡人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さん及び茨城県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、畑 14 筆 17,542 m²で、理由につきましては、規模拡大 4 件、受贈 3 件空き家物件に接続する農地の取得 1 件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 60 千円から 570 千円で、地域別では、颯娃地域 3 件、知覧地域 2 件、川辺地域 3 件でございます。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました 24 から 29 頁の調査書、営農計画書及び誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

また、30 頁につきましては、審議番号 7 番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。空き家が建っている宅地〇〇〇番 外 4 筆と接続する、空き家所有者の農地〇〇〇番及び〇〇〇番〇を同時に取得しようとするものです。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 47 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 47 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 48 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。池田委員をお願いします。

池田委員 報告いたします。32 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 35 から 37 頁になります。
譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇，畑 385 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、市内で〇〇〇業及び〇〇〇業を営んでおり、資材置場が不足していることから、申請地を譲り受けて、資材置場を整備しようとするものです。
申請地の北側，東側は宅地に，南側は畑に，西側は原野に接しています。
土砂流出，雨水排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。ただ敷設されたコンクリート排水路の淵が少し高くなっておりましたので，雨水の流れを良くするために切込みを入れたらどうかということを提案し，了承いただきました。
以上で報告を終わります。

議長 次に，松菌委員をお願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 38 から 40 頁になります。
譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇，畑 514 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在，市内に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。
申請地の北側は畑に，東側は原野，田に，南側，西側は市道に接しています。
土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水，日照・通風等については，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は41から43頁になります。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇会社、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番、畑2,002㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇業を営む法人であり、住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地として宅地5区画及び通路を造成しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側、南側、西側は畑に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、松菌委員お願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は44から46頁になります。
譲受人は、三重県〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑101㎡で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地東側に貸家を所有しており、申請地西側の一般住宅への転用申請の際に、貸家への進入通路として利用されていることが判明したことから、申請地を姉から譲り受けて、通路を整備しようとするものです。

申請地の北側、東側、西側は宅地に、南側は市道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、東垂水美智子委員お願いします。

東垂水美智子委員

報告いたします。審議番号5番と6番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は47から50頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さん及び知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番、田594㎡で〇〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、平成24年の〇〇〇工場建設の際、廃水池の位置が設計変更によ

り東側にずれたことから、事業用地として取得した申請地を、澱粉製造時に排出される廃水池に溜まった残渣の仮置場として利用していたことから、今回、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は農道に、東側は廃水池敷地に、南側は水路に、西側は田に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員をお願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号7番です。関連資料は51から53頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、松菌委員をお願いします。

松菌委員 報告いたします。審議番号8番です。関連資料は54から56頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、広島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外1筆、田 622 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、併せて、〇〇〇番が道路に接していないことから、〇〇〇番〇を進入通路、駐車場として整備しようとするものです。

申請地の北側は宅地、畑に、東側は市道に、南側は排水路に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、使用貸借権設定について、池田委員をお願いします。

池田委員

報告いたします。57 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 58 から 60 頁になります。

借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 外 1 筆、畑 9,926 m²で〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇業を営んでおり、〇〇〇が老朽化していることから、申請地を義祖父から借り受けて、補助事業を活用して牛舎及び尿溜槽を建築しようとするものです。

申請地の北側は別の〇〇〇に、東側、西側は畑に、南側は市道に接しています。

土砂流出、雨水排水、ふん尿・堆肥処理、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

先ず、5 条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号 2 番 7 番につきましては、申請面積が一般住宅の目安である 500 m²を超えていますが、2 番につきましては、申請地は市道より 70 cm 程度高く、申請地南側は法面になっていることから、法面部を除く有効面積が 500 m²未満となる旨の理由書が添付されており、7 番につきましては、申請地北側部分は狭小で建築幅を確保できないうえに、交差点の見通しをよくするために緩衝地を設ける必要があることから、利用できる有効面積が 500 m²未満となる旨の理由書が添付されています。

また、審議番号 3 番につきましては、特定建築条件付売買予定地して転用許可を受けるための要件を確実に履行する旨の確約書及び土地購入者との間における一般的な売買契約書案が提出されています。なお、開発行為に該当することから市の都市計画係と土地利用について協議中でありまして、承認を条件に許可相当となります。

審議番号 1 番の農地区分に応じた許可基準につきましては、概ね 300m 以内に〇〇〇が存在する農地であることから、第 3 種農地の『300m 以内農地』に区分されます。

審議番号2番及び4番につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号3番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に〇〇〇及び〇〇〇の公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号5番及び6番につきましては、令和3年5月21日付けで農振除外が認可されており、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地に区分されますが、隣接する廃水池の機能を維持するために、取り除いた残渣の仮置場として利用するもので、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

審議番号7番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に隣接しており3戸以上の住宅等の敷地が、それぞれ概ね50m以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号8番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

続きまして、資料の57から60頁でございます。

5条申請使用貸借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、転用目的が〇〇〇及び尿溜槽の整備であることから、市の畜産課からの畜産経営環境保全に関する意見書が提出されています。

農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、令和3年7月9日付けで農業用施設用地への用途区分変更が認可されており、養畜の業務のために必要な牛舎及び尿溜槽の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、所有権移転の審議番号5番・6番につきましては、第1種農地に、使用貸借権設定の審議番号1番につきましては、農用地区域内農地に区分さ

れるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。又、所有権移転の審議番号7番につきましては、農振除外の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第48号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第48号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第49号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。63、64ページの審議番号5番です。譲渡人〇〇〇〇さんの住所が変更されていますので、鹿児島市〇〇〇〇に訂正をお願いします。同じく、78ページの審議番号1番です。利用権を設定する者〇〇〇〇さんの住所を鹿児島市〇〇〇〇に訂正をお願いします。以上でございます。

説明いたします。63から64ページを御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、頰娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外9件です。

田3筆 937㎡、畑16筆 22,363㎡の合計 19筆 23,300㎡で、理由につきましては、規模拡大6件、受贈3件です。

取引価格につきましては、10a当たり257千円から589千円で、頰娃地域7件、川辺地域3件です。

続きまして、66から76ページの「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 82 件です。

設定面積は、田 12 筆 6,388 m²、畑 106 筆 129,007 m²の合計 118 筆 135,395 m²で、額娃地域 52 件、知覧地域 11 件、川辺地域 20 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 4 件、設定面積は、田 4 筆 1,725 m²、畑 7 筆 24,665 m²の合計 11 筆 26,390 m²で、額娃地域 1 件、知覧地域 3 件となっております。

続きまして、78～80 ㍿の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇 外 6 件です。

設定面積は、田 3 筆 861 m²、畑 20 筆 22,401 m²の 合計 23 筆 23,262 m²で、額娃地域 3 件、知覧地域 1 件、川辺地域 3 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 9 筆 7,339 m²で知覧地域です。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち、〇〇委員が 1 番から 2 番、について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、賃貸借利用権設定の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、所有権移転のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 49 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(1人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(1人 入室)

議 長 〇〇委員に報告いたします。議案第 49 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第7回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 10 番 _____

会議録署名委員 11 番 _____